

議第 1 8 3 号

蘭島文化振興施設条例の一部を改正する条例の制定について  
 蘭島文化振興施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

蘭島文化振興施設条例の一部を改正する条例

蘭島文化振興施設条例（平成 1 5 年呉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2（第 2 条の 3，第 4 条，第 4 条の 2 関係）			別表第 2（第 2 条の 3，第 4 条，第 4 条の 2 関係）		
施設使用料			施設使用料		
施設	利用区分	金額	施設	利用区分	金額
春蘭荘	1 日につき (20 時間以内)	<u>50,000 円</u>	春蘭荘	1 日につき (20 時間以内)	<u>60,000 円</u>
	宿泊加算料金	一人につき 1 泊 <u>1,000 円</u>		宿泊加算料金	一人につき 1 泊 <u>1,200 円</u>
松籟亭	1 回につき (5 時間以内)	<u>1,200 円</u>	松籟亭	1 回につき (5 時間以内)	<u>1,400 円</u>
	超過料金	1 時間までごとに <u>240 円</u>		超過料金	1 時間までごとに <u>300 円</u>
煎茶室	1 回につき (5 時間以内)	<u>1,000 円</u>	煎茶室	1 回につき (5 時間以内)	<u>800 円</u>
	超過料金	1 時間までごとに <u>200 円</u>		超過料金	1 時間までごとに <u>160 円</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

蘭島文化振興施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。